

宿場役人に就て〔七〕

和田篤憲

五 宿場役人に對する幕府の取締

イ 緒言

宿場役人に就て累説すること既に七回に及ぶ。然して前號迄に述べた跡を見るに、一に於ては緒論として傳馬制度の概要を、二に於ては宿場役人の本質を、三に於ては其職務をば各々述べ、前回即、四に於ては宿場役人と農民との關係を叙述した。故を以て宿場役人に就ては已に殆んど其大様を述べ盡したかの感があるが、然も尙、幕府が如何なる取締をば宿場役人に對してなしてゐたか及明治政府が同じき對象に就て云爲した處は如何なりしかは、共に是非とも研究せられなければならぬ問題に屬してゐる。故を以

て私は最初の豫定通り、其等の問題をも一々取扱つて本論を結了したい意圖である。即、本稿に於ては宿場役人に對する幕府の取締を見るであらう。

債、宿場役人に對する幕府の取締と一言に云つても、其取扱はるべき範圍は甚だ多方面であつて小稿に於ては勿論それ等に觸るゝ事を許されないのであるから、こゝに於ては比較的問題となつた重要な取締の一二に配するに幕府が宿場役人に對する政策の概略に問題を限定して論を進めるであらう。

□ 幕府の宿場役人對策一般

慶長六年傳馬の制を確立した頃は問屋場に於て驛政を見た宿場役人も其數が少なかつた。これは實に道路交通量の

少なかつたことに依るものであつて、彼の濱松宿の如きは宿場役人の執務した所は問屋會所といひ、間口二間、奥行四間の狭い場所、其事務も五人組が、隔日五人宛帳付して、其外には肝煎が二人居たに過ぎなかつたとある¹⁾。然し貞享、元祿以後道路交通の多くなつてからは、これら宿場役人も多くなり、或宿場に於ては四十三人にも及んだ。即、當時に於ては道路交通は比較的閑散であつたから、従つて問題も餘り起らなかつたらしく、幕府より宿場役人に對して云々せられた取締を見るも左程甚しい命令も出て居なければ、それらに依つて暗示せらるべき道中不法もなかつたやうである。今、明曆二年四月に發せられた道中取締令に依り幕府の宿場役人に對する取締一般を察するに、²⁾

一 於道中萬事不作法之儀、竝押買不仕様に下々へ堅可被申付事

一 荷物御法度之通、おもく無之様下々迄堅可被申付事

一 駄賃馬退出候とて、馬指にがさつ不仕様、下々へ能々可被申付事

以上の如き取締が其主たるもので、其取締の主眼ともなるものは、道中に於て不作法の儀があつてはならぬ、といふ條目を第一とし、他は駕量或は負擔量の取締を厳しくするやうにと云ふ位のものに約する事が出来ると思ふ。然るに明曆二年以後四十六年目に當る元祿十五年には道中馬愛撫方に關する觸流³⁾が出てゐるのである。已に度々述べたるが如く、貞享、元祿の頃より道路交通が一層激しくなつたのであるが、上記の取締令も其一現れであらうと思はれる。然もこれとても明曆二年に出てゐる取締規則の中にある駕量に關する法令の一種に過ぎない。たゞそれが時勢と共に異なる姿となつて現れてゐるのを見ることが出来よう。即、道中馬の愛撫に關して、特に一令を發した事がそれである。曰く「總じて馬に荷附候儀、其馬の様子により荷物分量を考、馬不致難儀様かろく附可申候、并道中荷附馬定の貫目、彌無相違様念入重荷付申間敷事」と書し又「病馬并いたみ有之馬隨分いたわり、左様之馬はつかひ申間敷事」と。然も上記の如き馬にして「ごくみかね候者は、最前も相觸

候通可訴出候事」と附言してゐるのである。尙この令は最前も云々と稱せらるゝ如く一度ならず、觸流られたものであるらしい。

以上の如き取締が度々宿場役人に對して發せられてからその翌々年、世は寶永の年號を迎へたが、道路交通量の増大より招致せられた宿驛の困雜は一層甚しくなつたものらしく、其間過重の荷物を運搬せしむるが如き事や、一方不正なる處置も此間に行はれたものであらう、種々宿場役人に對して取締が發せられ、その取締も明曆や元祿の頃のものとは異なり、一層ものしくなつて來て居るのが判る。そこには不足人馬を郷村より求めたるが如き事より所謂助郷問題で農民對宿場役人の間を益々尖鋭化して來るといふ一事もあつた。即、寶永元年三月の海道取締令に關し道中奉行の命令中に「海道筋近年往還旅人多、人馬數多差出候故助郷も出來、御料私領共致困窮候、御代官所支配之宿々へ改役人壹人づゝ、問屋場へ附置候、助郷へ觸候人馬又は往還之荷物、無用之人馬出し候儀改候管に罷成候間、私領

も右之趣にしたがひ役人被申付、相改候様に可被仕候以上⁴⁾とある。これに依つて察するに、貞享、元祿年間二十年の後に既に助郷人馬の課徴甚しき結果として御料私領共に困窮したので、天領の支配にかゝる道中宿々には代官所より問屋場へ一人宛出役し、宿場役人の監督機關として助郷課徴、宿繼人馬を監督せしむることとし、私領にもこれに類した宿役人を置くこととなしたものであらう。

かくて寶永四年に至つて宿場役人の監督機關を設置した(驛肝録)のである⁵⁾。左の如くである。

寶永四年設置道中

宿驛監督機關

天領(幕府直轄の地)代官の手代を各驛に壹人宛配す。私領私領に於ても天領の例にならひ監督機關を設置し、宿役人といふ。(但し、宿場に於ける問屋年寄に非ず)

然るに、かゝる監督機關の設置は道中取締の上に將して如何なる結果を齎らしたであらうか。事實は全く豫想に反してゐたもので當時の記録に據れば、次の如く述べられてゐる⁶⁾。即、宿々の者共は代官の手代或は宿役人と心を合せて不正を働いたといふのである。當時公儀の通行に際して

も一定數の人馬の外は決して宿繼してはならない定めであ

つた⁷⁾にも拘らず、監督機關たるべき此等の取締方は宿場役人と合意の上で定數以外の人馬をば助郷村に課し、以て馳走人馬に應じてゐたもので、あまつさへ宿人馬の公用的使用を避け、相對賃錢を以て商人、旅人等を繼立て以て其等の賃錢を私したが、尙其等の事に止らず、一層ひどいものになると、命じた助郷人馬が其數に満たない時には、大に處罰し、その代りとして不當なる金錢を課徴したものであつた。即、道路交通の頻繁なるよりして諸種惹起せらるべき問題、特に人馬駕量及助郷課役等の問題について陥り易き宿場役人の不正を取締るの目的を以て設置せられたるこの機關にして、全く反對の事實を激成したのである。結局此等の取締方は以上の如き趣旨を達成させんがために、往來の人々の召供の多からん事を一重に祈るが如きことゝなつた。かくては助郷村の疲弊は増々深刻化せざるを得ないのである。然も取締方の暴行はかゝる事實に依つて緩和せらるゝが如きものとは異なるから、彼等は助郷村の範圍を増々

廣めて行つたのである。

こゝに於てか中央當路者も漸く取締方の不正を除去せざるべからざるを知るに至り、遂に該制度設置以後五年目の正徳二年二月⁸⁾、に其弊害最も甚しき東海道諸驛の取締方を廢し、次で同年十月⁹⁾、にはこれを諸道各驛に及ぼし、こゝに於て取締方は全々跡を絶つに至つたのである。即、其後は主要街道には道中奉行の配下に屬せしめられた與力同心が驛政を監督したが、與力二人、同心十人であつたといふから、全く道中奉行の直轄と變りある事はない¹⁰⁾。この前例に鑑みて此の如き處斷に出でたものである。即、取締方廢止以後は道中奉行直轄の下に宿場役人が監視せられた譯であるから、取締方設置以前同様に不監視状態に復したとも考へられようが、これによつても取締方の居つた時とは雲泥の差異を示してゐたのである。

新井白石はこの事を記して次の如く云つてゐる。¹¹⁾

此年壬辰^{正徳二年}二月、先かの宿役人のことを止められ、其後道中の事ども御沙汰有て、奉行の人々望請如くに寄騎同心の者共

つけられき、八月に至て奉行所より奉りしものを、某にかし賜ひしを見るに、去年御朱印を給りて海道を過し人々の爲に五十三驛の間、其後にしたがひし役夫二十三萬五百五十人、驛馬四萬千二百三十四匹、今年道中のこと御沙汰有しより此かた役夫十萬七千五百五十一人、駄馬三萬六千四百一十一匹にして、役夫十二萬二千五百八十九人、駄馬二千八百二十三匹を減じぬと申す。

と、又以て其大様を察知するに難くはないであらう。

然るに寶曆十一年(正徳二年以後四十九年目)には、助郷困却の由を申立て、助郷免除又は休年願を願出る村々が近年多くなつたのに對し、道中奉行は廻狀を東海道、品川宿より守口宿に廻し、「吟味之上多分は難立願に候、向後右體之儀申立候共、容易には不取上候事」と尙、「先達而吟味之上年季を極、休年申付置候内にも、續休年願出候村方有之候へ共、續休年之儀者別而難儀に付、是又願出候共容易には不取上事、右之通難立儀を願、品により見分を請、勿論江戸表へも數度罷出候得者、無益之路用雜用を遣ひ、却て村方困窮之基に成候事にて、甚心得違之至に候條、此旨申觸候間可

得其意者也」と宿驛に有利な廻狀を發してゐるのである。これ即、當時に於ては餘りにも無理な状態に助郷が置かれてゐたと考へられてゐなかつたのである。然るに明和天明の凶歲以降こゝに郷村の疲弊は事實甚しきを告げたので、助郷問題も焼眉の急を告げ、度々宿驛と農村との間の抗争の因由となつたものであつた。¹²⁾ 即、安永九年(天明の一年前)に於ては助郷人馬の課徴に對しての注意上、所謂御馳走人馬の繼立を嚴しく取締らしめ、先觸の外人馬入用の節は馬何匹、人足何人と認め、その御用を果すべき家來の印形書付を前以て渡して置いて、其數だけの人馬を御定賃錢で使用することを許可し、其場合も印鑑と引替に賃錢を請取らしむることとした。然して若し、印鑑の無かつた場合にはたとひ御用旅行のため、其家來が通行することが判つてゐても決して御定賃錢を以て人馬の宿繼をなさしめないこととしたのである。¹³⁾

かくて、天明四年以後に於ては、頻々として道中往來不法行爲の取締を命じて無理をしないやうに命じてゐるが、一

方宿場役人に對しても思ひ切つた取締を行ふに至つた。今その一例を天明七年正月二十日附の宿場役人の起誓文前書に依つて伺ふこととしよう。¹⁴⁾ 即、左の如くである。

天明七丁未年正月二十日

起請文前書

一 請向より傳馬宿へ被仰出候御法度之通相守可申事
一 武家方者不及申町人百姓等至迄往還之面々へ無理成儀申懸間敷事

一人通多時分馬を隠し置馬無之坏とて通候衆江偽を申商人之付能荷物許を付申間敷事

一 助馬出し候村々馬に附にくき荷物を爲附、附よき荷物者我等共町之馬ニ附申間敷候或者不用馬を朝より呼寄或者用なくして日暮までも置候儀仕間敷候兼て不依何事助馬之方へ非議申懸間敷候勿論助馬之もの方より金子預り馬受負申間敷事

一 奢たる儀又者費成事及心之程慎可申事
右之條々於相背者

但神おろしへは式目之通

年 號 月 日

何 宿

年 間 屋 寄

庄 屋
組 頭
帳 付

これ等の起誓文を通觀するに、其云へる處は即、前述せし宿場役人取締令の中に盡されてゐる。結局人馬繼立の公正を計ること及助郷村に不當、過重の課役をなさないことに要約する事が出來よう。其後宿場役人に對する取締の令は度々に及んでゐるが、就中文政、天保度には其發令の多きを見る。

以上に於て幕府の宿場役人對策の一般を述べたのである。即、これを次の如く四期に分つて考へることが出來よう。

第一期 慶長より寶永四年まで

(徳川時代の初期より貞享、元祿の後をうけて、漸く道路交通問題多く宿驛吏の不正を監督せしむるために監督機關をおくまで)

第二期 寶永四年より正徳二年まで

(宿驛取締方たる監督機關設置より不成功にて廢止するまで)

第三期 正徳二年より明和、天明の頃まで

(取締方の廢止後助郷村が宿驛に對して反抗をなすまで)

第四期 明和、天明の頃より幕末まで

(助郷一揆等の起つた頃から幕末まで)

以下に於ては上記の事實を裏書するであらう二三重要な事例に言及する事としよう。即、人馬繼立及刎錢に關する取締、不當課役に關する取締がこれである。

ハ 人馬繼立及刎錢に關する取締

楮、人馬繼立に關する詳細の取締に對して、一々述べることは餘りに煩はしく又種々重複するきらひもあるから、その中でも問題となつた馳走人馬に就て述べ、次で刎錢に及ぼう。

1 馳走人馬

公用を以て朱印人馬を使用する時は各々其特權或は身分に應じて、一定額人馬の繼立許可狀を先觸を以て旅行せんとする街道の各宿驛に通告し、以て豫め準備を行はしめたものであつた。然して、幕府の路政中朱印人馬の使用、制限竝に分限は極めて重要視せられてゐたもので、決して過剰人馬の繼立を許さなかつたものである。然るに、宿場役人等は當時の弊風たりし御馳走人馬を出すことを通常のこゝろ考へ定數の約二倍の人馬の繼立をなし、かゝる課役を

助郷村に負はしめて自ら平然たるものであつた。

抑々人馬賃錢に公定、相對の二種のあつた事は已に周知の事實ではあるが、寶曆八年以後は朱印證文による人馬の繼立も定例の賃錢を支拂はさせ、諸侯の通行も制限外の人馬を出すことを禁じたる事あり。然る事實に於ては諸家は公定賃錢を以て無制限に宿助郷の人馬を使用し、幕府の諸役人は公用の名の下に無賃人馬の使用をなし、尙馳走人馬の徴發を行つたものであつた。¹⁵⁾

2 刎錢

楮、刎錢は其目的とする處宿驛費用輕減のため、人馬賃錢の一部を割き、以て宿助成金に繰入るゝものであつて、享保六年に諸道に刎錢を許可したが、¹⁶⁾ 文政四年には各驛助郷相議して人馬増錢中其刎錢若干を除き置き以て驛傳の雜費及驛夫の俸給に充當するに止め、時に其出馬に分與し、宿と助郷との領收の區別を明かにし、驛傳に掲げ以て助郷村の疑を生ぜざらしむべしとの令が出たこともあつたのである。尙武藏本庄宿に於て領收せし刎錢は宿に歸し、文政中

三割の内一割五分を劔錢として領收したが、助郷村より其分配を要求せし結果として、弘化二年の増賃に對して、宿方六分、助郷四分と定まつたのである¹⁷⁾。

劔錢は原來以上の如く人馬賃錢に對して課徴せられたものであつたから、従つて其額も巨額になつたため、種々宿場、郷村に問題が起つたから幕府も相等其取締に腐心してゐたものであつた。左に(一)安政六年書上に由る同宿に於ける公定賃錢及劔錢の割合及(二)安政三年及文久三年領收せる「劔錢溜」(劔錢總額)を示すであらう。

(一) 公定賃錢及劔錢の割合 (文政六末年書上に由る)

人足	一人	本馬	一疋	輕尻	一疋
新町五料	四文	九文	七文	六文	六文
八幡山	五文	九文	七文	六文	六文
深谷	五文	九文	七文	六文	六文
中瀬	五文	九文	七文	六文	六文
玉村	五文	九文	七文	六文	六文
藤岡	五文	九文	七文	六文	六文
島村	五文	九文	七文	六文	六文

八日市	一	六〇	番	一	三三	番	一	八四	番	二	三七	
八丁河原	一	盟	七	元	一	六	三	七	一	天	九	兎

(二) 安政三年及文久三年領收せる「劔錢溜」

月	安政三年	文久三年
一月	一六九元九角五分	一五七元二角五分
二月	二九元五角五分	—
三月	六二元三角	一五三元六角三分
四月	七〇元七角	一四二元七角一分
五月	五九元八角三分	一四三元六角
六月	四四元三角五分	七三元九角七分
七月	二七元六角一分	九五元五角七分
八月	四二元六角三分	五三元六角七分
九月	五三元六角四分	九七元九角四分
十月	三五元三角七分	八七元三角八分
十一月	二六元三角四分	九二元三角二分
十二月	三七元六角一分	八八元四角四分
計	三九一元八角五分	九六六元八角

此金九拾七兩貳分

此金百四拾六兩貳分

貳百八拾五文

六百拾八文

- (1) 道路の改良第十三卷第九號所載の拙稿同誌二八頁参照
- (2) 「日本財政經濟史料」卷九 二六九—二七二頁
- (3) 同 上 二八三頁
- (4) 同 上 二八三—四頁
- (5) 「驛遞志稿考證」第七百廿五節、尙御觸書古廿二（日本財政經濟史料、卷九、二八九頁）には監督機關たる宿役人の設置を寶永元年五月としてゐるが本稿は驛肝錄に依る。
- (6) 「古事類苑」 政治部四、一三七二頁以下
- (7) 公用竝にこれに類する特權使用にかゝる朱印人馬は、中央傳馬所より先觸を以て各道宿驛に通告した。即傳馬證文を通告するのであるが、かゝる場合に御馳走人馬と稱して證文面に書せられた人馬の約倍數の人馬を使用者側から要求したといふ風習があつたので、日本橋の高札等にも「一御朱印傳馬人足之數御書付之外に多く出すべからざる事」と令してゐたのである。尙樋畑雪湖氏著「江戸時代の交通文化」一二八頁以下
- 參照
- (8) 「驛遞志稿考證」 第七百五十九節
- (9) 同 上 第七百七十四節
- (10) 道路の改良第十四卷第三號所載拙稿同誌五四—五五頁参照
- (11) 「古事類苑」 政治部四、一三七四頁
- (12) 道路の改良第十四卷第三號所載拙稿同誌五七頁
- (13) 「日本財政經濟史料」卷九、三二八頁尙公定賃錢の人馬使用は甚やかましく取締つたもので宿場役人相互が「仲間相互」と、稱して公定賃錢で人馬繼立をなすことを禁じてゐる（天保六乙未年閏七月の法令、法規分類大全、驛遞、六〇—一頁参照）
- (14) 「法規分類大全」驛遞 四三四頁
- (15) 「徳川時代之武藏本庄」 一九六頁以下
- (16) 「驛遞志稿考證」 第八百廿節
- (17) 「徳川時代之武藏本庄」 一九八頁以下
- (18) 同 上 一九九—二〇一頁
- (19) 同 上 一九九—二〇一頁